

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期について

令和8年2月19日
構造改革特別区域推進本部長

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところであり、当該評価の実施時期については、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の規定に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下「評価・調査委員会」という。）において取りまとめられた意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部長が評価の実施時期を決定しているところである。

この度、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

○改めて評価時期を検討したもの

| 特例措置番号 | 特定事業名 | 評価時期 |
|--------|-----------------|--------|
| 816 | 学校設置会社による学校設置事業 | 令和11年度 |

○初めて評価時期を検討したもの

| 特例措置番号 | 特定事業名 | 評価時期 |
|--------|--------------------------|--------|
| 837 | 国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化 | 令和11年度 |